



(公財)水道技術研究センター
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28
K. I. S 飯田橋ビル 7F
TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

EU 飲料水指令改正の暫定合意について (報道発表、2019 年 12 月 19 日)

(はじめに)

欧州連合 (EU) の飲料水指令 (Drinking Water Directive) は、正式名称を「人の消費に向けた水の質に関する 1998 年 11 月 3 日付け理事会指令 98/83/EC (Council Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption)」と言い、水の健全性及び清浄さを確保することにより、人の消費に向けた水 (飲料水) の汚染による悪影響から人の健康を保護することを目的としています。

飲料水指令の改正は、循環型経済パッケージ (Circular Economy package) を実現するための一環として、「2017 年欧州委員会作業計画」に含まれており、これは、飲料水指令の規制適正化プログラム (REFIT : Regulatory Fitness and Performance Program) による評価として行われ、また、最初に成し遂げた欧州市民イニシアチブ (ECI) ^注である「Right to Water」に対するフォローアップ活動の一つであるとされています。

そして、2018 年 2 月 1 日、欧州委員会 (European Commission) は EU 飲料水指令の改正案を採択しました。

さらに、2019 年 12 月 19 日付けの欧州委員会 (European Commission) の報道発表によれば、2019 年 12 月 18 日に欧州議会 (European Parliament) と欧州理事会 (European Council) は飲料水指令の改正について暫定合意がなされたとのことです。

そこで、EU 飲料水指令の改正の暫定合意について、以下にその概要 (仮訳) を紹介します。なお、仮訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、原文を参照していただくようお願いします。

(注) 欧州市民イニシアチブ (European Citizens' Initiative, ECI)

EU が権限を持つ政策において、加盟国計 100 万人以上の署名を集めれば、市民が欧州委員会に対して立法を提案できる直接民主主義制度の一つ。

(出典) Press release | 19 December 2019 | Brussels |

Commission welcomes provisional agreement to improve the quality of drinking water and the access to it

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_19_6830

(参考)

EU 飲料水指令の改正に関する動向について—調査開始時影響分析— (その1)
水道ホットニュース第 558 号 (平成 29 年 4 月 7 日)
<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews558.pdf>

EU 飲料水指令の改正に関する動向について—調査開始時影響分析— (その2)
水道ホットニュース第 559 号 (平成 29 年 4 月 14 日)
<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews559.pdf>

EU 飲料水指令の大幅改正について (2018 年 2 月 1 日採択)
水道ホットニュース号外 (平成 30 年 3 月 13 日)
http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews_gogai_h30_3.pdf

EU 飲料水指令の改正に関する動向について
水道ホットニュース号外 (平成 30 年 8 月 21 日)
http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews_gogai_h30_8.pdf

1. 欧州委員会 (European Commission) の報道発表 (2019 年 12 月 19 日)

欧州委員会は、昨日 (12月18日)、ストラスブールで欧州議会 (European Parliament) と欧州理事会 (European Council) が飲料水指令の改正について暫定合意したことを歓迎する。この合意は、Right2Water 欧州市民イニシアチブへの直接のフォローアップとして、2018年2月に欧州委員会が採択した提案に基づいており、飲料水の質とアクセスを改善し、市民により良い情報を提供することを目指している。

欧州委員会の Virginijus Sinkevičius 委員 (環境・海洋・水産担当) は、「市民は欧州委員会に対して、欧州の人々による安全な飲料水へのアクセスを保証するためのイニシアチブの提案をはっきりと要求している。欧州委員会は、欧州市民イニシアチブを通じて行われた意欲的な提案で、その要求をフォローアップした。今日、共同議員は、この要求を聞いて、EU の規則を近代化し、最新の基準に基づいて飲料水水質を改善し、すべての人々の水へのアクセスを増やし、この不可欠な水セクターの透明性を高めることに同意した。私たちは一丸となって市民の健康と安全を守っていかなければならない。」と述べた。

現在、飲料水は「エンドオブパイプ (End of Pipe、末端技術)」で制御されている。新たに合意された規則は、いわゆるリスクに基づく手法 (risk-based-approach) を実装し、飲料水源を保護するための更なる予防及び緩和策を可能にする。立法におけるもう 1 つの重要な変更点は、公衆が、生活圏の飲料水の質と供給に関する情報に対して、容易に、そしてユーザーフレンドリー (オンラインを含めて) にアクセスできるようになり、水道水の信頼性が向上することである。

合意内容は、世界保健機関の勧告に基づいて構築され、それを上回るものである。これらの新しい EU 規則は世界標準となり、最先端の技術革新を反映するものとなる。また、欧州グリーンディールに完全に沿って、人間の健康と天然資源の両方に対する汚染の有害な影響を最小限に抑えるものとなる。さらに、マイクロプラスチック、内分泌攪乱化学物質、新しいタイプの化学物質 (PFAs) などの新たな汚染物質に取り組むこととなる。

この合意には、飲料水と接触する資材の詳細な衛生上の要件が含まれており、また、安全な物質の

みが水と接触する水道管や蛇口で使用できるようにするための重要な役割を欧州化学物質庁（European Chemicals Agency）に与えている。また、公衆衛生を向上しながら、飲料水と接触する製品の内部市場の円滑な機能を促進するものとなる。

2. 次のステップ

2019年12月18日に達した暫定合意は、現在、欧州議会及び理事会による正式な承認の対象となっている。この指令は、承認後にEUの公式ジャーナルに掲載され、20日後に発効する。

（参考）関連情報

EurEau（欧州水サービス連合）の2019年12月19日付けの「EU matters blog」によれば、以下のような記事（要旨）が掲載されている。

- *長い交渉の末、欧州議会とEU理事会は、昨日（12月18日）のストラスブールでの新しい飲料水指令の内容に合意。
- *金曜日（12月20日）、結果についてコレペール（COREPER）^注に報告。いくつかの詳細な事項を調整するため、2020年1月の初めに技術会議を開催。
- *欧州議会と欧州理事会は、飲料水の安全性と手頃な価格を維持するため、新たな法律制定において世界保健機関の勧告をよりよく反映することにより、欧州委員会の提案を改善。
- *ビスフェノールAは附属書IBに含まれることとなるが、健康ベースの値は2.5 µg/L（提案された0.01 µg/Lに代わる）。
- *他の2つの内分泌攪乱物質（EDC）は、改正飲料水指令の発効後1年以内に欧州委員会の委任法により採択される監視リストに掲載予定。
- *マイクロプラスチックについては、測定方法が開発されたら（3年以内）、委員会は監視リストにパラメーターを含めることが可能。
- *PFASの問題については、「PFASの総和」の項目として、20物質のリスト（附属書III）の項目値（総和）を0.1 µg/Lとする妥協点に到達。

（注）コレペール（常駐代表委員会 Comité des Représentants Permanents : COREPER）

各種EU理事会の準備・補佐機関で、各加盟国から派遣されているEUの常駐代表による会議。通常週一回開催されている。コレペールは、理事会の指示に従って下部委員会や作業部会を設置し、特定事項の準備・調査を進める。

（出典）EurEau - EU matters blog

Drinking Water Directive - political agreement reached

Written on 19 December 2019.

<http://www.eureau.org/resources/eu-matters-blog/394-drinking-water-directive-political-agreement-reached>

（参考）EurEau（欧州水サービス連合）について

「EurEau: The European Federation of National Water Services」は上下水道サービスに関する欧州29カ国の各国協会の連合体であり、EurEau事務局の問い合わせたところ、「EurEau」は俗称であり、正式名称は「EUREAU: the European Federation of National Associations of Water and Wastewater Services（欧州上下水道サービス協会連合）」とのことである。

<http://www.eureau.org/>

(作成)

理事長 安藤 茂

調査事業部研究員 栗田 翔

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-rl.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。